

広島県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱

第1 趣旨

B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん及び重度肝硬変（非代償性肝硬変のことをいう。以下同じ。）の治療水準の向上に向け、患者負担等の環境を整備するため、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業を実施する。

第2 目的

肝炎の克服に向けた取組を進めていく旨が定められた「肝炎対策基本法」（平成21年法律第97号）に基づき、国及び地方公共団体は、肝硬変及び肝がんに関し、新たな治療方法の研究開発の促進その他治療水準の向上が図られるための環境の整備のために必要な施策を講じるものとされている。このため、肝がんが再発を繰り返し予後が悪いこと、また、重度肝硬変も肝がん同様に予後が悪いこと、更に、ウイルス感染を原因として慢性肝炎から軽度肝硬変を経て重度肝硬変、肝がんへと進行するために長期にわたり療養を要するという特徴を踏まえて、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、肝がん・重度肝硬変の治療効果、患者の生命予後や生活の質を考慮し、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築することを目的とする。

第3 実施主体

実施主体は、広島県とする。

第4 定義及び対象医療

- 1 「肝がん・重度肝硬変入院医療」とは、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変の患者に対して行われる入院医療で保険適用となっているもののうち、別に定めるものをいう。
- 2 「肝がん・重度肝硬変入院関係医療」とは、肝がん・重度肝硬変入院医療及び当該医療を受けるために必要となる検査料、入院料その他当該医療に関する入院医療で保険適用となっているものをいう。ただし、当該医療と無関係な医療は含まない。
- 3 「高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療」とは、肝がん・重度肝硬変入院関係医療のうち、同じ月に保険医療機関（健康保険法〔大正11年法律第70号〕第63条第3項第1号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）において対象患者が受けた医療であって、当該医療に係る一部負担額の合算額（高額療養費の算定方法の例により算定した一部負担額の合算額をいう。）が高額療養費算定基準額を超えるものをいう。
- 4 「肝がん外来医療」とは、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がんの患者に対して行われる分子標的治療薬を用いた外来医療その他の外来医療で保険適用となっているもののうち、別に定めるものをいう。
- 5 「肝がん外来関係医療」とは、肝がん外来医療及び当該医療を受けるために必要となる検査料その他当該医療に関する外来医療で保険適用となっているものをいう。ただし、当該医療と無関係な医療は含まない。
- 6 「高療該当肝がん外来関係医療」とは、令和3年4月以降に行われた肝がん外来関係医療のうち、同じ月に保険医療機関及び保険薬局（健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。）において対象患者が受けた医療であって、当該医療に係る一部負担額の合算額（高額療養費の算定方法の例により算定した一部負担額の合算額をいう。）が高額療養費算定基準額を超え

るものをいう。

- 7 「高療該当肝がん・重度肝硬変合算関係医療」とは、令和3年4月以降に行われた、同じ月における、肝がん・重度肝硬変入院関係医療（肝がん外来医療の実施に係るものに限る。）及び肝がん外来関係医療の一部負担額を合算した額（高額療養費の算定方法の例により算定した一部負担額の合算額をいう。）が高額療養費算定基準額（対象患者が70歳以上の場合は、入院・外来高額療養費算定基準額〔入院医療及び外来医療に係る医療費の双方を対象とする高額療養費算定基準額をいう。〕）を超えるものをいう。ただし、高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療又は高療該当肝がん外来関係医療に該当するものを除く。
- 8 本事業による給付の対象となる医療は、次のいずれかの医療（①については、一部負担額が健康保険法施行令〔大正15年勅令第243号〕第41条第7項等に規定する特定疾病給付対象療養に係る高額療養費算定基準額を超えるものに限る。）のうち、当該医療の行われた月以前の24月以内に、次のいずれかの医療を受けた月数（医療保険各法〔高齢者の医療の確保に関する法律〔昭和57年法律第80号〕第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。〕又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定〔以下「医療保険各法等の規定」という。〕による外来に係る年間の高額療養費の支給により、対象患者が肝がん・重度肝硬変入院関係医療及び肝がん外来関係医療について自己負担を行わなかった月数を除く。）が既に1月以上ある場合であって、第6の1で定める指定医療機関又は保険薬局において当該医療を受けた月のものとする。
- ①高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療
②高療該当肝がん外来関係医療
③高療該当肝がん・重度肝硬変合算関係医療

第5 対象患者

この事業の対象となる患者は、第4の8に定める対象医療を必要とする患者であって、以下の全ての要件に該当し、第7の1により広島県知事（以下「知事」という。）の認定を受けた者とする。

- 1 医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者のうち、保険医療機関又は保険薬局において、肝がん・重度肝硬変入院医療又は肝がん外来医療に関し、医療保険各法等の規定による給付を受けている者。
- ただし、他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担により、肝がん・重度肝硬変入院医療又は肝がん外来医療に関する給付が行われるべき場合には、その給付の限度において、この事業による支給をしないものとする。
- 2 次に掲げる表の年齢区分に応じて、それぞれ同表の階層区分に該当する者。

年齢区分	階層区分
70歳未満	医療保険者（「介護保険法」〔平成9年法律123号〕第7条第7項に規定する医療保険者をいう。以下同じ。）が発行する限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の所得額の適用区分がエ又はオに該当する者
70歳以上 75歳未満	医療保険者が発行する高齢受給者証の一部負担金の割合が2割とされている者
75歳以上	後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割又は2割とされている者

(注) 年齢区分「75歳以上」には、65歳以上75歳未満であって後期高齢者医療制度に加入している者のうち、後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割又は2割とされている者を

含む。

- 3 第2に定める研究に協力することに同意し、別に定めるところにより、臨床調査個人票及び同意書（以下「個人票等」という。）を提出した者。

第6 実施方法

1 指定医療機関

知事は、次のいずれかに該当する保険医療機関（原則として広島県に住所をもつものに限る。）を指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）として指定するものとする。

ただし、知事は、指定医療機関より指定の辞退の申し出があったとき、指定医療機関が指定要件を欠くに至ったとき、又は、指定医療機関が指定医療機関として不適当と認めるものであるときは、その指定を取り消すことができるものとする。

- ①肝がん・重度肝硬変入院医療及び肝がん外来医療を適切に行うことができ、かつ、本事業の実施に協力することができる保険医療機関（以下「入院等指定医療機関」という。）。
- ②肝がん外来医療を適切に行うことができ、かつ、本事業の実施に協力することができる保険医療機関（入院等指定医療機関を除く。）。

2 事業の実施

(1) 知事は、高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療に係る費用については、原則として入院等指定医療機関に対し、当該事業に必要な費用に相当する金額を交付することにより本事業を実施するものとする。ただし、これにより難い場合には、別に定める方法によるものとする。

(2) 前項の金額は、次のアに規定する額からイに規定する対象患者が負担する額を控除した額とする。

ア 医療保険各法等の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合算額から、医療保険各法等の規定による医療に関する給付に関し医療保険者が負担すべき額を控除した額

イ 1月につき1万円

(3) 知事は、第4の8に定める対象医療について、(1)の規定により本事業を実施する場合以外の場合は、対象患者に対し、同じ月における医療保険各法等の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合算額から医療保険各法等の規定による医療に関する給付に関し医療保険者が負担すべき額を控除した額（以下「高療自己負担月額」という。）が1万円以下である場合を除き、高療自己負担月額と1万円との差額を助成することにより本事業を実施するものとする。

ただし、70歳以上の対象患者のうち、医療保険各法等の規定による外来に係る年間の高額療養費の支給の対象となる者については、毎年8月から翌年7月までの間において、高療自己負担月額（肝がん外来関係医療に係るものに限る。）の合算額が14万4,000円を超える部分に関しては、助成しない。

(4) 前項に定めるもののほか、70歳未満の対象患者が、前項の規定により助成を受けた場合において、第4の8に定める対象医療に係る助成後にお残る一部負担額の取扱いその他本事業について必要な事項は別に定める。

第7 認定

- 1 知事は、指定医療機関の医師が作成した個人票等及び別に定めるところによる医療記録票の写し等を基に、対象患者の認定を行うものとする。認定を行うに当たっては、事業の適正かつ円滑な実施を図るため、肝疾患の専門家等から構成される認定協議会を設けるものとする。
- 2 認定の有効期間は、原則として同一患者について1年を限度とする。ただし、知事が必要と認める場合には、その期間を更新できるものとする。
- 3 知事は、対象患者から認定の取消しの申請があったとき、対象患者が認定の要件を欠くに至ったとき、又は、対象患者として不適当と認めるものであるときは、その認定を取消すことができるものとする。
この場合において、知事は、別に定めるところにより、対象患者の認定を取消したことを厚生労働大臣に通知するものとする。

第8 臨床調査個人票等

知事は、第5の定めるところにより、知事の認定を受けた患者から提出された個人票等の写しを認定があった翌々月の15日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

第9 関係者の留意事項

知事は、患者等に与える精神的影響を考慮して、本事業によって知り得た事実の取扱いについて慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定されうるものに係る情報（個人情報）の取扱いについては、その保護に十分に配慮するよう、関係者に対してもその旨指導するものとする。

第10 経過措置（本事業の一部改正〔令和3年4月施行分〕以前のもの）

- 1 肝がん・重度肝硬変入院関係医療（一部負担額が健康保険法施行令第41条第7項等に規定する特定疾病給付対象療養に係る高額療養費算定基準額を超えるものに限る。）のうち、当該医療の行われた月以前の12月以内に、保険医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療（一部負担額が高額療養費算定基準額を超えるものに限る。）を受けた月数が既に3月以上ある場合であって、第6の1で定める指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療（一部負担額が健康保険法施行令第41条第7項等に規定する特定疾病給付対象療養に係る高額療養費算定基準額を超えるものに限る。）を受けた月が平成30年12月から令和元年12月までの間の月である場合においては、第4の3の規定中「保険医療機関」を「指定医療機関」と読み替えて適用することとする。
- 2 第4の3（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）については、令和2年3月31日までに知事の指定を受けた指定医療機関は、当該指定の効力を生じるとされた日の1年前から指定医療機関の指定を受けていたものとみなして適用する。
なお、その場合の遡及できる範囲は、平成30年4月1日までとする。
- 3 第5の2については、平成26年3月31日以前に70歳に達している1割負担の者は、医療保険者が発行する高齢受給者証の一部負担金の割合が2割とされている者と読み替えて適用する。

第11 本事業の一部改正（令和3年4月施行分）に係る経過措置

- 1 令和3年3月31日以前において、既に指定医療機関として指定を受けている保険医療機関については、肝がん外来医療を適切に行うことができるものとみなし、本事業の一部改正（令和3年4月施行分）による改正後の第6の1の規定を適用する。
- 2 令和3年3月31日以前に受けた高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療（当該医療の行われ

た月以前の 12 月以内に、当該医療を受けた月数が既に 2 月以上ある場合であって、本事業の一部改正〔令和 3 年 4 月施行分〕による改正前の第 6 の 1 で定める指定医療機関において当該医療を受けた月のものに限る。）については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 13 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 20 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 月 1 日から施行し、令和 2 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 13 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。